

乳幼児医療費助成市町実施状況一覧

(平成20年4月1日現在)

市町名	区分	入 院						通 院				所得制限	備考	
		対象年齢	食事助成	自己負担金	対象年齢	食事助成	自己負担金	対象年齢	自己負担金	対象年齢	自己負担金			
1	下田市	未就学児	無	無				未就学児	無				無	H20.4.1改正
2	東伊豆町	未就学児	有	無				未就学児	無				無	H20.4.1改正
3	河津町	未就学児	無	無				未就学児	無				無	現行どおり
4	南伊豆町	未就学児	無	無				未就学児	無				有	現行どおり
5	松崎町	未就学児	無	500円/日				未就学児	500円/回				有	現行どおり
6	西伊豆町	未就学児	無	無				未就学児	無				有	現行どおり
7	熱海市	未就学児	有	無				未就学児	無				無	現行どおり
8	伊東市	未就学児	有	無				2歳未満	無	未就学児	500円/回	4歳以上の通院分のみ有り	無	現行どおり
9	沼津市	未就学児	有	500円/日				未就学児	500円/回				無	現行どおり
10	三島市	小学1年生	有	500円/日				小学1年生	500円/回				無	H20.4.1改正
11	裾野市	未就学児	有	無				未就学児	無				無	現行どおり
12	伊豆の国市	未就学児	有	無				未就学児	無				無	現行どおり
13	伊豆市	未就学児	無	500円/日				未就学児	500円/回				無	現行どおり
14	函南町	未就学児	有	無				未就学児	無				無	現行どおり
15	清水町	未就学児	有	無				未就学児	無				無	現行どおり
16	長泉町	小学3年生	有	無				小学3年生	無				無	現行どおり
17	御殿場市	小学2年生	有	500円/日				小学2年生	500円/回				無	H20.4.1改正
18	小山町	中学3年生	有	無				中学3年生	無				無	H20.4.1改正
19	富士宮市	小学1年生	無	500円/日				小学1年生	500円/回				無	H20.4.1改正
20	富士市	小学2年生	無	500円/日				小学2年生	500円/回				無	現行どおり
21	芝川町	未就学児	無	無				未就学児	無				無	現行どおり
22	富士川町	未就学児	無	無				未就学児	無				無	現行どおり
23	由比町	未就学児	無	無				未就学児	無				無	現行どおり
24	島田市	未就学児	無	無				未就学児	500円/回				無	現行どおり
25	焼津市	小学6年生	無	500円/日				小学6年生	500円/回				無	H20.4.1改正
26	藤枝市	小学6年生	無	500円/日				小学6年生	500円/回				無	H20.4.1改正
27	岡部町	小学6年生	無	500円/日				小学6年生	500円/回				無	H20.4.1改正
28	大井川町	小学6年生	無	500円/日				小学6年生	500円/回				無	H20.4.1改正
29	牧之原市	未就学児	無	500円/日				未就学児	500円/回				無	現行どおり
30	吉田町	未就学児	有	無				未就学児	無				無	現行どおり
31	川根本町	未就学児	無	500円/日				未就学児	500円/回				有	現行どおり
32	磐田市	未就学児	無	500円/日				未就学児	500円/回				無	現行どおり
34	掛川市	未就学児	無	無				未就学児	500円/回				無	現行どおり
34	袋井市	未就学児	無	500円/日				未就学児	500円/回				無	現行どおり
35	御前崎市	未就学児	無	500円/日				未就学児	500円/回				無	現行どおり
36	菊川市	未就学児	無	500円/日				未就学児	500円/回				無	現行どおり
37	森町	未就学児	無	500円/日				未就学児	500円/回				無	現行どおり
38	湖西市	未就学児	有	無				未就学児	無				無	現行どおり
39	新居町	未就学児	無	500円/日				未就学児	500円/回				無	現行どおり
40	静岡市	未就学児	無	無				1歳未満	無	未就学児	500円/回		無	現行どおり
41	浜松市	未就学児	無	500円/日				未就学児	500円/回				無	現行どおり

(注1) 給付方法は全市町現物給付による。

(注2) 食事助成欄は、「有」は市町上乗助成で医療機関窓口徴収なし。「無」は医療機関窓口で入院時食事療養費標準負担額を徴収。

(注3) 通院自己負担金欄の「500円/回」は月4回(島田市は月2回)まで徴収。

(注4) 平成19年10月1日改正後の改正箇所を**ゴシック太字**で示す。

(注5) 島田市【H20.4.1川根町と合併】の小学生には、通院医療費の償還助成あり(医療機関での徴収は保険診療の自己負担額)。

(注6) 由比町の小学生には、入・通院医療費の償還助成あり(医療機関での徴収は保険診療の自己負担額)。

(注7) 裾野市及び吉田町【H20.4.1改正】の小中学生には、入・通院医療費の償還助成あり(医療機関での徴収は保険診療の自己負担額)。

(注8) 掛川市【H20.4.1改正】の小学生には、入院医療費の償還助成あり(医療機関での徴収は保険診療の自己負担額)。

(注9) 静岡市及び浜松市【H20.4.1改正】の小中学生には、入院医療費の償還助成あり(医療機関での徴収は保険診療の自己負担額)。